

〇〇小学校区放課後児童クラブの管理に関する基本協定書

逗子市（以下「甲」という。）と逗子市放課後児童クラブ条例（平成 23 年逗子市条例第 27 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により指定を受けた〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、逗子市放課後児童クラブ条例施行規則（平成 23 年逗子市規則第 26 号。以下「規則」という。）第 6 条の規定に基づき、次のとおり〇〇小学校区放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第 1 章 総 則

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、児童クラブを適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（公共性の趣旨の尊重）

第 2 条 乙は、児童クラブの設置目的、指定管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第 3 条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第 4 条 本協定に用いる用語の定義は、別紙 1 「用語の定義」のとおりとする。

（管理物件）

第 5 条 本業務の対象となる管理施設及び管理備品（以下「管理物件」という。）の内容は、別紙 2 「逗子市放課後児童クラブ指定管理業務に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

（指定期間）

第 6 条 条例第 5 条第 3 項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 2 章 本業務の範囲と実施条件

（本業務の範囲）

(案)

第7条 条例第4条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 児童クラブに入所している児童（以下「入所児童」という。）の安全の確保及び健全な育成に関する業務
- (2) 児童クラブの施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (3) 学校、地域、保護者会等との連携に関する事項
- (4) その他市長が必要があると認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

（甲が行う業務の範囲）

第8条 次に掲げる業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 入所の承認及び取消し並びに児童クラブの利用料（以下「保育料」という。）の決定に関する事項
- (2) 児童クラブの目的外使用許可
- (3) 管理施設の修繕（詳細については第21条を参照のこと。）

（業務実施条件）

第9条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりとする。

第3章 本業務の実施

（本業務の実施）

第10条 乙は、本協定、関係法令に従い、本業務を実施するものとする。

2 本協定、募集要項等及び提案書の間に矛盾又は齟齬があるときは、本協定、募集要項等、提案書の順にその解釈を優先するものとする。

（開始準備）

第11条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要があると認めるときには、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除き、その申出に応じなければならない。

（権利・義務の譲渡の禁止）

第12条 乙は、本協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。

（第三者による実施）

第13条 乙は、業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。

2 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除き、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わ

せてはならない。

- 3 乙が本業務の一部を第三者に実施させるときは、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

第4章 事業計画に関する事項

(事業計画)

- 第14条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに児童クラブの事業計画書（児童の健全育成及び安全の確保の手法を含む。）を提出し、甲の承認を得なければならない。
- 2 甲及び乙は、事業計画を変更しようとするときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

第5章 入所の承認及び取消し並びに保育料に関する事項

(入所の承認)

- 第15条 条例第15条第1項の規定による入所の承認については、甲が決定するものとする。
- 2 甲は、決定した入所児童を乙に通知するものとする。

(入所の承認の取消し)

- 第16条 条例第16条の規定による入所の承認の取消しについては、甲が決定するものとする。
- 2 甲は、入所の承認の取消決定した入所児童を乙に通知するものとする。

(保育料の決定等)

- 第17条 保育料は、甲が規則の規定により決定するものとする。
- 2 甲は、決定した入所児童の保育料の額を乙に通知するものとする。

(保育料収入の取扱い)

- 第18条 保育料は、条例第18条の規定により、乙の収入とし、本業務に要する経費に充てるものとする。

第6章 管理に要する費用に関する事項

(指定管理料の支払い方法)

- 第19条 甲は、本業務の実施の対価として、毎年度、甲の予算の範囲内で乙に対して指定管理料を支払うものとする。
- 2 甲が乙に対して支払う年度毎の指定管理料の支払方法は、前金払いとし、詳細については別途年度協定を締結するものとする。
 - 3 乙は、年度協定に定める支払月の末日から起算して30日以内に当該月分の指定管理料の支払に関する請求書を甲に送付するものとする。

(案)

- 4 甲は、前項の規定による支払請求があった場合は、その日から 30 日以内に指定管理料を支払うものとする。ただし、これにより難いときは、45 日以内とする。

(本業務の実施に係る指定管理者の口座)

第 20 条 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務専用の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(管理施設の修繕等)

第 21 条 管理施設の改修、補修、増改築、移設については、甲が実施するものとする。

- 2 管理施設の 1 件当たり 10 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える修繕については、甲が実施するものとし、1 件当たり 10 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下のものについては、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

第 7 章 管理を行うに当たって保有する個人情報に関する事項

(個人情報の保護)

第 22 条 乙は、本業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び年度協定で定める「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

- 2 個人情報の開示等請求が甲にあった場合は、甲が開示等請求先となる。また、乙は、開示等請求があった個人情報の取扱いについて、甲の指示に従わなければならない。

第 8 章 管理業務の報告に関する事項

(業務報告書及び事業報告書)

第 23 条 乙は、規則第 7 条第 2 項の規定により、毎年度の終了後 3 月以内に事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が第 27 条の規定により、年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消したときは、当該指定が取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の開始の日から当該指定が取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- 3 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書及び事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して説明を求めることができる。

(業務実施状況の確認等)

第 24 条 甲は、業務報告書及び事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理施設へ立ち入るこ

とができる。この場合において、甲は、乙に対して本業務の実施状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

- 3 乙は、前項の説明の求めがあったときは、合理的な理由がある場合を除き、当該説明の求めに応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第 25 条 甲は、前条の規定による確認により、乙による業務実施状況等が仕様書等に示した条件を満たしていないときは、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 2 乙は、前項の改善勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(緊急時の対応)

第 26 条 乙は、指定期間中、本業務の実施に関連して事故、不可抗力等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して速やかに通報しなければならない。

- 2 乙は、事故等が発生したときは、甲と協力して事故等の原因調査に当たり、遅滞なく甲に報告書を提出するものとする。

第 9 章 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(甲による指定の取消し)

第 27 条 甲は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。この場合において、乙が損害を受けることがあっても弁済の責めを負わない。

- (1) 本業務実施に際し不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 協定内容を履行せず、又は違反したとき。
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から協定締結の解除の申出があったとき。
- (5) その他甲が必要があると認めるとき。

- 2 甲は、前項の規定により指定取消又は、本業務の全部若しくは一部の停止を命じるときは、乙にその旨を通知しなければならない。

(乙による指定の取消しの申出)

第 28 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が協定内容を履行せず、又は違反したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
- (3) その他乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取消しを希望するとき。

- 2 乙は、甲が前項の規定により指定を解除したときは、違約金として指定管理料の 10 分の 1

に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(指定期間終了時の取扱い)

第 29 条 第 41 条から第 43 条までの規定は、第 27 条及び第 28 条の規定により本業務が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲、乙が合意した場合は、この限りでない。

第10章 学校、地域、保護者会等との連携に関する事項

(学校等との連携)

第 30 条 乙は、入所児童の児童クラブでの活動を学校生活との連続性の中で支えていくため、学校（対象学校区の市立小学校等をいう。以下同じ。）との連携を積極的に図らなければならない。学校との情報交換に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持に十分に配慮しなければならない。

2 乙は、入所児童の生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭、体育館等の利用について学校、逗子市ふれあいスクール事業実施要綱（平成23年4月1日施行）に基づき実施されるふれあいスクールと連携を図らなければならない。

(地域等との連携)

第 31 条 乙は、本業務を円滑に実施し、入所児童の病気、事故等に備えて、日常から地域の医療、保健、福祉等の関係機関と連携を図るように努めるとともに、ボランティアの募集、受入れを必要に応じ行い、また地域の関係組織等と連携を図るものとする。

(保護者会等との連携)

第 32 条 乙は、保護者会等の活動を積極的に支援及び連携し、児童クラブの運営を保護者と連携して進めるとともに、入所児童が健全に育成され、保護者の就労と子育ての両立のため、支援を行うものとする。

第 11 章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第 33 条 甲は、仕様書の「管理備品一覧」に示す備品等は無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。

3 甲は、備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなったときは、乙との協議により必要に応じて当該備品等を購入又は調達するものとする。

(乙による備品等の購入等)

第 34 条 乙は、前条に定めるもののほか、自己の費用にて備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

第12章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第35条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

2 第27条の規定による指定取消又は、本業務の全部若しくは一部の停止により、乙が甲に損害を与えたときは、甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第36条 乙は、本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲、乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第37条 本業務の実施に当たり、甲は、管理物件を公益社団法人全国市有物件災害共済会による建物総合損害共済基金に申込みを行うものとする。

2 本業務の実施期間中、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

- (1) 施設賠償責任保険
- (2) 第三者賠償保険

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第38条 乙は、不可抗力により損害、損失、費用増加等が発生したときは、その内容や程度の詳細を記載した書面を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の書面の提出があったときは、直ちに損害状況の確認を行い、乙との協議により不可抗力の認定、費用負担等を決定するものとする。
- 3 甲は合理性の認められる範囲で前項の規定による費用を負担するものとする。ただし乙が付保した保険により補てんされた金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力により甲に損害・損失や増加費用が発生したときは、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第39条 乙は、前条第2項の協議の結果、本業務の一部の実施ができなくなったと認められたときは、協定に定める一部の業務実施を免れるものとする。

2 甲は、乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかったときは、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

(リスク分担)

第 40 条 甲と乙のリスク分担については、別表のとおりする。

第 13 章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第 41 条 乙は、本業務の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。なお、引継方法、日時等については、別途協議するものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、本業務の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除き、その申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第 42 条 乙は、本業務の終了までに、管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が認めたときは、管理物件の原状回復を行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第 43 条 本業務の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 仕様書に示す管理備品一覧 乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐこと。なお、第 34 条第 3 項により調達したものも含むものとする。

(2) 乙が購入した備品等 原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収すること。ただし、甲、乙の協議において両者が合意したときは、乙は、甲又は甲が指定する者に対して、備品等を引き継ぐことができるものとする。

第 14 章 その他

(著作権等の使用)

第 44 条 乙は、本業務の実施に当たり、著作権、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている著作物を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、指定期間を通じて、本業務の実施に当たり作成した図面、写真、映像等の著作物を、本業務の遂行目的以外に使用してはならない。ただし、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

第 45 条 乙は、児童クラブの設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施するときは、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。この場合において、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

- 3 甲は、乙が自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第 46 条 乙は、定款、その所在地又は代表者の変更等を行ったときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(暴力団等排除に係る指定管理者の指定の解除)

第 47 条 甲は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が個人である場合にあっては、その者が逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号。以下「排除条例」という。）第 2 条第 3 号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき又は乙が法人等（法人又は団体をいう。）である場合にあっては、当該法人等が排除条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
 - (2) 乙が、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「県条例」という。）第 23 条第 1 項に違反したと認められたとき。
 - (3) 乙が、県条例第 23 条第 2 項に違反したと認められたとき。
 - (4) 乙及び役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- 2 前項の規定により、甲が指定管理者の指定を解除した場合においては、乙は、違約金として指定管理料の 10 分の 1 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 48 条 乙は、本業務の履行に当たって、排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに管轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 乙は、不当介入を受けたことにより、本業務の実施に遅れが生じるおそれがあるときは、甲と本業務の実施に関する協議を行わなければならない。
- 3 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、速やかに管轄の警察署に通報しなければならない。
- 4 乙は、不当介入による被害により本業務の実施に遅れが生じるおそれがあるときは、甲と本業務の実施に関する協議を行わなければならない。

(案)

(疑義についての協議)

第 49 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、逗子市財務規則（平成 3 年逗子市規則第 6 号）によるほか、その都度甲、乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲

所在地 神奈川県逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号

名 称 逗子市

代表者 逗子市長



乙

所在地

名 称

代表者



(案)

別表

リスク管理表

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		甲	乙
法令の変更	指定管理業務の遂行に影響を及ぼす法令変更	○	
	その他		○
税制度の変更	指定管理業務の遂行に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
金利・物価変動	金利・物価の変動に伴う経費の増		○
政治的・行政的理由による事業変更	政治的・行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による負担割合	協議事項	
事業計画等	事業計画等の不備に関するもの		○
資料等の棄損等	乙の責めに帰す理由によるもの		○
入所児童及び第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由による場合	○	
セキュリティ	乙の警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
	上記以外の理由による場合	○	
周辺地域・住民及び入所児童への対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び入所児童からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の理由による場合	協議事項	

別紙１（第４条関係）

用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、条例に定める指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「自主事業」とは、第７条に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (4) 「提案書」とは、児童クラブの指定管理者の公募に当たり、乙が提出した提案書のことをいう。
- (5) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (6) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、入所児童数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (7) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続を経て公布された行政機関の規程をいう。
- (8) 「募集要項」とは、逗子市放課後児童クラブ指定管理者募集要項のことをいう。
- (9) 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料（仕様書を含む。）及びそれらに係る質問回答のことをいう。

別紙2 逗子市放課後児童クラブ指定管理業務に関する仕様書【共通事項】(案)

本仕様書は、逗子市放課後児童クラブの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

1 趣旨

放課後児童クラブ事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後、土曜日、夏休み等の学校休業日に、放課後児童クラブにおいて、地域の積極的な協力を得ながら、家庭に代わる生活の場と適切な遊びを提供し生活指導を行うこと等により、児童の健全な育成を図ることを目的とするとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援を図るものである。

入所している児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして社会に適用するように育成されることを保障すべく、より効果的な放課後児童クラブの運営を行うため指定管理者を指定して実施する。

活動内容の目的

- (1) 児童の安全と健康を守り、豊かな心を育てる活動
- (2) 適切な遊びと生活の場を与え、自主性・創造性を養う活動
- (3) 生活習慣を身につけることにより、社会性・協調性を養う活動
- (4) 異年齢交流、世代間交流による社会性を養う活動
- (5) 地域活動への参加等、地域の特性を活かした活動
- (6) その他児童の健全な育成を助ける活動

2 開所日及び開所時間等

- (1) 開所時間は、以下のとおりとする。

曜日等	通常の開所時間	延長する開所時間
平日	授業終了時から午後6時まで	午後6時から午後7時まで
学校休業日等	午前8時から午後6時まで	午後6時から午後7時まで

- (2) 開所時間の変更

指定管理者は逗子市放課後児童クラブ条例（平成23年逗子市条例第27号。以下「条例」という。）に基づくところにより、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

- (3) 学校休業日等の定義および特例

学校休業日等には、行事の振替、学級閉鎖、学校閉鎖などを含む。

3 休所日

- (1) 日曜日
- (2) 祝日

(案)

(3) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

(4) その他市長が定める日

ただし、指定管理者は条例に基づくところにより、これを臨時に開所又は休所することができる。

4 利用対象者

市内に住所を有し、小学校に在学している児童で、児童の保護者が条例第14条の規定により当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族等が当該児童を保育することができないと認められ、市長の入所の承認を受けた者。

5 業務内容

詳細は、関係法令並びに逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年逗子市条例第24号）をはじめとする逗子市条例、逗子市放課後児童クラブ条例施行規則（平成23年逗子市規則第26号）による。

(1) 入所している児童の安全の確保と健全な育成に関する業務

ア 子どもの安全確保に向けた取組み

- ・安全管理
- ・衛生管理
- ・防犯対策
- ・防災対策
- ・登所・降所管理
- ・こども性暴力防止法(子どもが安心して過ごせる環境を守るため、法の趣旨を深く理解し、児童対象性暴力等の防止に必要な措置を講じるよう努めること。また、職員の採用及び配置にあたっては、子どもの安全を守る観点から、適切な選考や研修を通じて、児童の安全確保に万全を期すること。)

イ 生活指導

ウ 食事（おやつ・昼食等）の対応

- ・おやつ等を提供する場合や昼食をとるときは、衛生面に注意すること。また児童の発育に合わせた栄養を考慮したものとすること。
- ・遺伝子組替え食品と表示されているものは使用しないこと。また、遺伝子組替え食品の恐れのあるものについても使用しないよう努めること。
- ・アレルギー等のある児童については、保護者と相談のうえ個別の対応をすること。

エ 遊びの環境づくりと指導

オ 児童の状況把握と家庭との連携

カ 文化活動及び行事の企画実施

キ 館外活動

ク 保険への加入

入所児童の活動中の安全を確保するため、傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

ケ その他児童の健全な育成を図るために必要な事業

(案)

(2) 施設及び附属設備の維持管理に関する業務

ア 光熱水設備（電気設備、ガス器具及び上下水道）及び設置電話の管理

イ 施設・設備の維持修繕

ウ 機械警備の導入

施設には機械警備システムを導入し、常にセキュリティが確保された状態とすること。

※清掃、機械警備、空調機器、害虫駆除等の施設及び附属設備の維持管理に関する業務（法令に基づくものも含む。）については、事前に協議の上、実施すること。

(3) 学校、地域、保護者会等との連携に関する事項

対象児童が所属する小学校、ふれあいスクール及び関係機関との連携に関する事務を行うこと。

(4) 保育料の徴収事務について

入所児童の保護者からの保育料の徴収事務を行うこと。

6 経費

(1) 運営に関する経費について

放課後児童クラブの運営に関する経費については、入所児童の保護者から支払われる保育料及び指定管理料で運営するものとする。なお、保育料は、逗子市放課後児童クラブ条例施行規則に定める額とする。

これに加えて、午後6時から午後7時までに係る延長保育料は、別途月額1,000円とする。

(2) 光熱水費及び使用料について

指定管理業務に係る光熱水費及び付随して生じる施設使用料等については、原則として指定管理者が直接支払うものとする。なお、指定管理料には、光熱水費相当分を含んでいるものとする。

(3) 施設の維持に関する経費について

施設の維持に関する経費の支出範囲については、修繕等の規模の大小に関わらず事前に市と協議し、決定するものとする。

7 指導員の配置等

(1) 施設長の要件

施設長は専任の常勤職員で、放課後児童クラブの支援員の経験年数が常勤換算で2年以上あること。

(案)

(2) 指導員配置

指導員の最低配置人数については、登所人数に応じて概ね次のとおりとする。

登所人数	指導員人数
30 人未満	2 人
40 人未満	3 人

以降、登所人数が 10 人増えるごとに 1 人の指導員を追加配置する。

また、常勤の指導員は施設長を含めて複数人配置できるように努めること。

ア 職員名簿は、年度当初及び変更の都度、事前に逗子市に届け出をすること。

イ 市長が指導員等として不適切と判断する者については、指定管理者に対して指導員等の交替を求めることができる。

ウ 障がい児が利用する場合は、障がいの程度及び受入人数に応じて、指導員等の加配を行うものとする。

(3) 有資格者の配置

放課後児童支援員の資格及び配置は逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年逗子市条例第 24 号）の規定のとおりとする。

8 法令等の遵守

- (1) 関係法令、条例、規則、規程及び要領並びに市の通知等の関係規定を遵守すること。
- (2) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の定めるところにより、防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、各種訓練の実施等防火管理上必要な業務を行うこと。
- (3) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）を遵守すること。
- (4) 緊急対策、防犯・防災対策マニュアルを作成し、職員の指導を行うこと。
- (5) 環境に配慮した事務・事業を推進し、環境負荷低減に向けた行動を行うこと。
- (6) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）等に基づき、災害時における避難確保計画を作成し市に提出すること。

9 年度開始にあたって提出する書類について

指定管理者は、毎年度市長が指定する期日までに以下の書類を提出すること。

- (1) 事業計画書（児童の健全育成及び安全の確保の手法を含む。）
- (2) 運営規程
- (3) 歳入歳出予算書
- (4) 職員名簿
- (5) その他市が指定した書類

(案)

10 業務報告書及び事業報告書

本事業の実施状況を記載した報告書を市長に次のとおり提出し確認を得ること。また、事件、事故及び災害等が発生したときは、直ちに報告すること。

- (1) 業務報告書（活動月報） 前月分を翌月の15日まで
- (2) 事業報告書（実績報告、年報） 前年度分を毎会計年度終了後3月後まで

11 業務に当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次に掲げる事務に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、利用者等によって異なるサービスをしないこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合は、あらかじめ市と協議を行うこと。
- (3) 各種規定がない場合は、逗子市の規定に基づき業務を実施すること。

12 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定すること。

13 その他

- (1) 新年度に先立ち、入所説明会を開催し、保護者等の意見を聴取するとともに、本事業の内容等を周知すること。
- (2) 新たに入所する児童及びその保護者と必要に応じて個別に面接すること。
- (3) 新たに入所する児童の保護者に対し、重要事項説明書や入所のしおりを渡すこと。なお、その記載項目については市が指定するものとする。

(案)

逗子市放課後児童クラブ指定管理業務に関する仕様書【各施設の個別事項】(案)

【逗子小学校区放課後児童クラブ】

1. 施設概要

- (1) 名 称 逗子小学校区放課後児童クラブ
- (2) 所在地 逗子市逗子4丁目2番11号 (逗子文化プラザ市民交流センター内)
- (3) 施設の規模 構造等 鉄筋コンクリート造
- 階数 地下1階、地上3階の1階部分の一部
- 延床面積 129 m²

※この他に平日は交流センター第1会議室を学童保育室として優先使用可能。(52 m²)

- (4) 定員 117人

2. 管理施設

管理対象は次のとおりとする。

- ・逗子小学校区放課後児童クラブ
- ・敷地内の外構及び植栽
- ・その他施設

3. 管理備品一覧

項番	名称	数
1	児童用机	20
2	事務机	1
3	事務椅子	4
4	ロッカー	12
5	靴箱	3
6	テーブル	3
7	書庫	1
8	冷蔵庫	1
9	電子レンジ	1
10	ガスコンロ又はIHクッキングヒーター	1
11	炊飯器	1
12	食器棚	1
13	掛け時計	1
14	洗濯機	1
15	掃除機	1
16	物置	1

4. 管理鍵一覧 (略)

(案)

【沼間小学校区放課後児童クラブ】

1. 施設の概要

- (1) 名 称 沼間小学校区放課後児童クラブ
- (2) 所在地 逗子市沼間 1 丁目 7 番 9 号 (沼間小学校隣)
- (3) 施設の規模 構造等 木造
階数 平屋
延床面積 322.9 m²
- (4) 定員 135 人

2. 管理施設

管理対象は次のとおりとする。

- ・沼間小学校区放課後児童クラブ
- ・敷地内の外構及び植栽
- ・その他施設

3. 管理備品一覧

項番	名称	数
1	児童用机	21
2	事務机	2
3	事務椅子	6
4	ロッカー	造り付
5	靴箱	造り付
6	テーブル	造り付
7	書庫	2
8	冷蔵庫	1
9	電子レンジ	1
10	ガスコンロ又は IH クッキングヒーター	1
11	食器棚	1
12	掛け時計	1
13	洗濯機	1
14	掃除機	1
15	ワゴン	1
16	モニター (太陽光発電用)	1

4. 管理鍵一覧 (略)

5. 部屋の貸し出しについて

まなびの場 (クラブ中央の部屋) については、沼間小学校から申出があった場合、指導員の出勤時間以降からクラブ開始時間の 30 分前まで貸し出すものとする。ただし、クラブの運営状況により貸し出しが困難な場合はこの限りではない。なお、当該貸し出しに係る予約受付および必要に応じた備品の提供等については、指定管理者が行うものとする。

(案)

【久木小学校区放課後児童クラブ】

1. 施設の概要

- (1) 名 称 久木小学校区放課後児童クラブ
- (2) 所在地 逗子市久木7丁目2番1号の2 (久木中学校体育館横)
- (3) 施設の規模 構造等 軽量鉄骨構造
階数 平屋
延床面積 147.2 m²

※この他に分室(約64 m²)を使用可能。(令和8年4月現在、久木小学校内)

- (4) 定員 132人

2. 管理施設

管理対象は次のとおりとする。

- ・久木小学校区放課後児童クラブ
- ・敷地内の外構及び植栽
- ・その他施設

3. 管理備品一覧

項番	名称	数
1	児童用机	9
2	事務机	1
3	事務椅子	3
4	ロッカー	造り付
5	靴箱	造り付
6	テーブル	1
7	書庫	1
8	冷蔵庫	1
9	電子レンジ	1
10	ガスコンロ又はIHクッキングヒーター	1
11	炊飯器	1
12	食器棚	1
13	掛け時計	1
14	洗濯機	1
15	掃除機	1
16	物置	2
17	スチールロッカー	2

4. 管理鍵一覧 (略)

(案)

【小坪小学校区放課後児童クラブ】

1. 施設の概要

- (1) 名 称 小坪小学校区放課後児童クラブ
- (2) 所在地 逗子市小坪5丁目21番15号（小坪小学校区コミュニティセンター隣）
- (3) 施設の規模 構造等 軽量鉄骨構造
階数 平屋
延床面積 110 m²

※この他に必要に応じて小坪小学校区コミュニティセンター2階 工作室を借用可能

- (4) 定員 69人

2. 管理施設

管理対象は次のとおりとする。

- ・小坪小学校区放課後児童クラブ
- ・敷地内の外構及び植栽
- ・その他施設

3. 管理備品一覧

項番	名称	数
1	児童用机	19
2	事務机	1
3	事務椅子	2
4	ロッカー	75
5	靴箱	4
6	テーブル	2
7	書庫	2
8	冷蔵庫	1
9	電子レンジ	1
10	ガスコンロ又はIHクッキングヒーター	1
11	炊飯器	1
12	食器棚	1
13	掛け時計	1
14	洗濯機	1
15	掃除機	1
16	物置	2
17	テレビボード	1
18	液晶テレビ	1
19	電子ピアノ	1
20	空気清浄機	3
21	サーキュレーター	1
22	プリンター	1

4. 管理鍵一覧 (略)

(案)

【池子小学校区放課後児童クラブ】

1. 施設の概要

- (1) 名 称 池子小学校区放課後児童クラブ
- (2) 所在地 逗子市池子3丁目9番2号（池子小学校隣）
- (3) 施設の規模 構造等 軽量鉄骨構造
階数 平屋
延床面積 105.3 m²
- (4) 定員 59人

2. 管理施設

管理対象は次のとおりとする。

- ・池子小学校区放課後児童クラブ
- ・敷地内の外構及び植栽
- ・その他施設

3. 管理備品一覧

項番	名称	数
1	児童用机	13
2	事務机	1
3	事務椅子	1
4	ロッカー	造り付
5	靴箱	造り付
6	テーブル	1
7	書庫	1
8	冷蔵庫	1
9	ガスコンロ又はIHクッキングヒーター	1
10	炊飯器	3
11	食器棚	1
12	掛け時計	1
13	洗濯機	1
14	掃除機	1
15	物置	2
16	プロジェクター	1
17	プロジェクター用スクリーン	1
18	空気清浄機	2
19	エアコン	3
20	換気扇	4
21	オーブントースター	1

4. 管理鍵一覧 (略)